

船舶事故調査報告書

令和8年1月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年10月19日 13時30分頃
発生場所	熊本県上天草市野釜島南東岸沖 鳩之釜港3号防波堤南灯台から真方位270° 1,480m付近 (概位 北緯32°34.8' 東経130°23.3')
事故の概要	プレジャーボートPEACE64は、漂流中、風潮流に圧流されて浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年10月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート PEACE64、5トン未満（長さ7.36m）
船舶番号、船舶所有者等	293-34215熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	中央部の船底外板に擦過傷、プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 北東流約1～2ノット（kn） 上天草市には、令和6年10月19日11時12分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であつた。
事故の経過	船長は、ふだん本船で釣りをを行う際、上天草市維和島周辺で行っていたが、同海域での釣果が思わしくなかったため、初めて野釜島南方沖で釣りをを行うこととした。 本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、野釜島南方沖において、漂流と移動を繰り返しながら釣りを行っていた。 船長は、漂流中、本船が北寄りに流されていたので、南南西風により圧流されていると思い、約30分おきに野釜島南東岸に少し近づいたところで、風上の南南西方に本船を移動させて漂流していた。 船長は、南南西風が少し強くなったと感じたものの、南寄りの風によってそれまでと同様に野釜島南東岸の方にゆっくりと圧流されると思い、野釜島南方沖約300mの所に移動させた後、船首を東方に向けて本船を漂流させ、左舷船首部で下を向いて仕掛けの修理を始めた。 船長は、約10～15分後に振動を感じ、周囲を見たところ、本船が野釜島南東岸沖の水上岩（以下「水上岩」という。）付近の浅所に乗り揚げたことに気付いた。 船長は、野釜島南東岸沖の水上岩及び付近の浅所の存在を知らな

かった。

船尾部にいた同乗者2人も、下を向いて仕掛けの修理等を行っていたので、水上岩付近に接近していることに気付かなかった。

船長は、ボートフックで海底を押し、本船を南西方に離礁させようとしたが、潮流により水上岩の方に寄せられ、本船が動かない上に潮位が下がっていたので、離礁を断念して、同乗者を通じ、本船を係留している上天草市のマリーナ（以下単に「マリーナ」という。）に連絡して救援を要請した。

（図1 参照）



（航海用電子参考図（new pec）使用）

図1 事故発生経過概略図

本船は、マリーナが手配して来援した船により、引き出された後、マリーナまでえい航された。

本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。

**分析**

本船は、野釜島南方沖で漂泊中、船長が、下を向いて釣りの仕掛けの修理に意識を向け、周囲の見張りを行っていなかったことから、風や潮流によって圧流され、水上岩に接近していることに気付かず、水上岩付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、本事故前、南南西風が少し強くなったものの、それまでと同様に野釜島南東岸の方にゆっくりと圧流されると思っていたことから、左舷船首甲板で下を向いて釣りの仕掛けの修理に意識を向けていたものと考えられる。

船長は、野釜島南方沖で釣りを行うのは初めてであり、付近の潮流について知らなかったことから、本船が南南西風に圧流されていると思い、潮流による圧流を考慮しなかったものと考えられる。

**原因**

本事故は、本船が、野釜島南方沖で漂泊中、船長が、下を向いて釣りの仕掛けの修理に意識を向け、見張りを行っていなかったため、風や潮流によって圧流され、水上岩付近の浅所に乗り揚げたものと考え

	られる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、陸岸等の近くで、漂泊して釣りをを行う際は、風潮流によって圧流されることを考慮し、釣りの仕掛けの修理などの作業に意識を向け過ぎることなく、適切に周囲の見張りを行い障害物に接近していないか確認を行うこと。</li><li>・ 船長は、船舶事故が発生した場合、適切な助言や支援を得ることができるよう、海上保安庁に速やかに通報すること。</li></ul>